

**予防規程に定める平時の保安業務と災害時の対応をまとめたものです。二次元コードを読み取れば各種情報を確認できます。**

予防規程（概要版）

予防規程とは

令和　年　月作成

**第２　災害時の対応**

**第１　平時の保安業務**

**１　当所の自衛消防組織**

**１　当所の保安管理組織と役割**

|  |  |
| --- | --- |
| 所長 | ・次の保安業務等を行い、当所を安全に維持する。①危険物取扱い作業等を行うための基準の整備②点検結果等の整備、保管③勤務員への保安教育、訓練の実施 |
| 名前　　　　　　　　　　　（TEL　　-　　-　　） |

|  |  |
| --- | --- |
| 自衛消防隊長 | 名前　　　　　　　　　　　　  |

|  |  |
| --- | --- |
| 消火・応急措置班【消】 | 名前　　　　　　　　　　　　  |
| 通報・連絡班【通】 | 名前　　　　　　　　　　　　  |
| 避難・誘導班【避】 | 名前　　　　　　　　　　　　  |
| ※隊長、隊員が不在時は、所長が代行、兼務を指定する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 危険物保安監督者 | ・全勤務員に指示し、法令と予防規程を遵守させる。 |
| 名前　　　　　　　　　　　（TEL　　-　　-　　） |

**２　災害発生直後の対応**

|  |  |
| --- | --- |
| **火災・油流出直後の対応** | **地震発生直後の対応** |
| ①直ちに作業中止 |
| ②自衛消防隊長の指揮で活動開始【消】初期消火(油流出防止措置)【通】１１９通報、情報提供【避】避難誘導、負傷者救護 | ②地震に伴い火災、油流出が発生した場合は左記の自衛消防活動を開始 |
| C:\Users\tfdit\Desktop\判断ツール.png③活動終了後、緊急点検を実施　　　　　　　　緊急点検表　　判断ツール被害状況を把握し、施設再開を判断※緊急点検と施設再開判断には、緊急点検表又は判断ツールを活用する。 |
| ④緊急点検で危険な状態を確認した場合、二次被害防止措置を実施※措置が困難な場合は１１９通報し、危険性が高まる前に避難する。 |
| ⑤緊急点検で安全確認できた場合、所長の判断で施設再開 |

|  |  |
| --- | --- |
| 危険物取扱者 | ・危険物保安監督者の指示に従う。・危険物取扱い作業、立合い等を行う。・危険物保安監督者不在時の代行を務める。 |

**２　日常点検等と補修工事**

〇日常点検：毎日１回以上（　　時）に実施する。

〇定期点検：毎年１回実施する。（次回予定：　　月　　日）

※設備不良等があり補修等が必要な場合、消防署に事前相談する。

**３　保安教育と訓練**

|  |  |
| --- | --- |
| その他の勤務者 | ・危険物保安監督者と危険物取扱者の指示に従う。・保安確保に努める。 |

**３　災害対応に活用できる情報一覧**

〇毎年１回以上（次回予定：　　月　　日）実施する。

※新入社員（ｱﾙﾊﾞｲﾄ含む。）には、当所での勤務開始時に別途実施する。

・教育内容：施設概要、予防規程の内容、災害時の対応

・訓練内容：自衛消防活動（消火、通報、避難）

|  |  |
| --- | --- |
| **施設再開に向けた****対応** | **風水害、津波等の危険が高まってきた時の対応** |
| **緊急用ポンプ、緊急用発電機を使う場合の安全対策**緊急用 　　緊急用ポンプ　　 発電機 | **風水害への対応** | **津波警報発令時の対応** | **地震発生時****の対応** |
| 警報大雨警報等発令状況（気象庁HP）↓予防規程（概要表）のデータはこちら↓（更新の際にご利用ください。）https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-kikenbutuka/kitei/index.html#keiji | 風水害対策要領 | 津波警報等津波発令状況（気象庁HP） | 津波対策要領 | 活動要領帰宅困難者対策 |





ver.2-20241217

**＊　赤字の部分は、施設の実態に応じて変更、追加の記載をしてください。**

問合せ先　　　　　消防署予防課

電話　　　－　　　　－

危険物取扱者

制度概要

定期点検で使用

する点検表